

# 森林施業省力化促進事業実施要領

平成元年8月11日・元森第810号  
改正 平成2年5月16日・2森第375号  
改正 平成10年4月28日・10森第299号  
改正 平成11年3月1日・10森第303号  
改正 平成13年8月3日・3森第198号  
改正 平成15年2月18日・5森第170号  
改正 平成16年10月14日・6森第617号  
改正 平成22年7月12日・2林第300号  
改正 平成26年5月1日・6林第281号

## 第1 趣 旨

この要領は、森林施業省力化促進事業補助金交付要綱（平成元年京都府告示第475号。以下「要綱」という。）に基づく森林施業省力化促進事業（以下「事業」という。）を円滑かつ適切に実施するために必要な事項を定めるものとする。

## 第2 事務の処理

要綱及びこの要綱に基づき知事が行う事務は、事業施行地を所管する京都府広域振興局長及び京都府京都林務事務所長（以下「広域振興局長等」という。）が専行により行うものとする。

## 第3 事業の内容

事業の内容は、次のとおりとする。

### 1 開設

森林施業の省力化を目的とする路網の開設とし、その内容は次のとおりとする。

#### (1) 簡易作業道の開設

森林施業を安全かつ効率的に実施するために行う、林内作業箇所と既設の作業道又は林道を結ぶ小規模な作業道の開設。

#### (2) 森林施業路の開設

森林施業を安全かつ効率的に実施するために行う、林内作業箇所における小規模な作業道の開設（次に該当する路線を除く。）。

ア 花崗岩マサ地帯等に位置し、切取法面等の維持が困難な箇所を通過する路線

イ 地すべり危険地帯等に位置し、地すべりの発生を誘発する危険のある箇所を通過する路線

ウ 人家等、建築物の背後斜面を通過する路線

### 2 改良

既設路網において機能の向上を図るための幅員拡幅や路盤工、簡易構造物の施工とし、その内容は次のとおりとする。

#### (1) 簡易作業道の改良

森林施業省力化促進事業により開設した既設の簡易作業道の改良。

#### (2) 森林施業路等の改良

森林施業省力化促進事業により開設した既設の森林施業路並びに森林環境保全整備事業等により開設した既設の森林作業道の改良。

#### 第4 補助対象

1 補助対象とする事業は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

(1) 開設

ア 受益対象戸数が2戸以上あること。

イ 開設においては、1路線につきおおむね100メートル以上の延長であること。

ウ 1路線につき、その利用区域内において森林施業を0.3ヘクタール以上の規模において実施すること。

エ 森林施業路の開設にあつては、1路線の査定事業費が300万円未満であること。

(2) 改良

ア 保守・補修的な施工を除くものとし、施工後の機能向上が図られていること。

イ (1)のアからウの条件の他、1施工箇所の査定事業費はおおむね10万円以上100万円未満とするが、森林環境保全整備事業により開設した森林作業道において行う場合に限り、1施工箇所あたりの査定事業費の上限をおおむね20万円未満とする。

2 1の(1)のウの森林施業の内容は、市町村森林整備計画の対象となっている森林における次のいずれかの作業をいうものとする。

(1) 造林のための地拵え、植栽、下刈、つる切り、雪起こし、除間伐及び枝打ち

(2) 特用林産物に係るマツタケ施業改善及びシイタケ原木林の整備

(3) 森林病虫害（松くい虫、カシノナガキクイムシ）による被害木の整理

#### 第5 路線計画

事業を実施する主体（以下「事業主体」という。）が当該事業に係る路線の開設や改良を計画するに当たっては、次に留意するものとする。

(1) 林地の保全に努め、災害等の発生原因とならないようにすること。

(2) 既設林道及び作業道と有機的に関連させ、合理的な森林施業が可能な線形とすること。

(3) 簡易作業道は、普通トラック又は軽4輪トラックが安全に通行できるものとする

こと。

(4) 森林施業路は、林内作業車又は軽4輪トラックが安全に通行できるものとする

こと。

(5) 森林施業路は、常水のある沢の横断は避けることとすること。

#### 第6 規格、構造等

1 簡易作業道の規格及び構造は、別に定める作業道実施基準（以下「作業道実施基準」という。）の2級及び3級に基づくものとする。

2 森林施業路の規格及び構造は次のとおりとする。

(1) 全幅員は1.8メートル以上かつ2.5メートル以下であること。

(2) 曲線半径及び縦断勾配については、開設目的に応じて車両の安全な通行が可能なものであること。

(3) 切取法勾配は土砂にあつては5分から8分まで（通常6分）、岩にあつては直から3分まで（通常2分）であること。

(4) 盛土法勾配は盛土高10メートル以下にあつては1割2分（保安林内では1割5分）、10メートルを超えるものにあつては1割5分とすること。

(5) 構造物等は、洗越工、簡易横断溝、簡易土留工、緑化工及び路面工とすること。

3 改良は、施工後の規格及び構造が、1、2又は別に定める京都府森林作業道作設指針等（以下「森林作業道作設指針等」という。）を満たすものとなること。

## 第7 補助対象経費の積算

### 1 開設

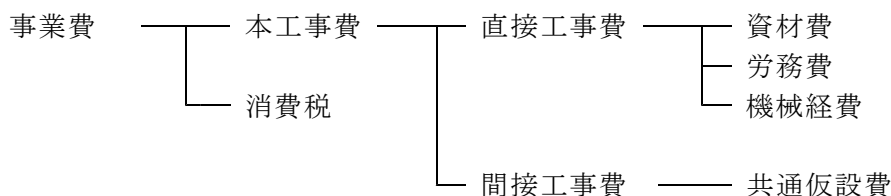
- (1) 簡易作業道は、作業道実施基準により経費を積算するものとする。
- (2) 森林施業路は、別に定める標準単価により経費を積算した（標準経費（以下「標準経費」という。）と実支出額とのいずれか少ない額とする。

### 2 改良

- (1) 簡易作業道は、作業道実施基準により経費を積算するものとする。
- (2) 森林施業路等は、標準経費と実支出額とのいずれか少ない額（標準経費が積算できない部分にあつては作業道実施基準により積算された経費）とする。

### 3 原則課税業者の森林組合が事業主体となつて事業を実施する場合は、仕入税額の控除を行うものとし、消費税は請負、直営ともに補助対象としないものとする。

### 4 森林施業路の開設及び森林施業路等の改良に要する事業費の構成は、次のとおりとする。ただし、消費税は該当する場合のみ補助対象とする。



### 5 森林施業路に係る難易度別標準単価の平均横断勾配（ $\Theta$ ）の決定方法は、次のとおりとする。

- (1) 1路線当たりの難易度別標準単価は、原則として1種類とする。ただし、路線内に著しい地形変化点がある場合は、その点を境界に適切な難易度別標準単価により積算することができる。
- (2) (1)により設定する各区間における平均横断勾配（ $\Theta$ ）は、計画線上に約50メートルごとに測点を設け、横断方向に、中心線から左右2メートル程度の範囲の傾斜を求め、各測点を平均して求めた傾斜角とする。

### 6 森林施業路の開設及び森林施業路等の改良における次の構造物に係る経費は、補助対象経費とすることができる。

- (1) 間伐材を利用した丸太組構造に石材を充填した洗越工であつて、前後の路面縦断線形と排水横断方向を適切にすることにより、豪雨による出水時に路体の安全が確保される構造のもの。
- (2) 木製の簡易横断溝
- (3) 種子吹付け又は種子吹付けと同等以上の効果を有する緑化工
- (4) 間伐材を利用した丸太組による簡易土留工（路面工・丸太組工）
- (5) 軟弱区間・盛土区間等における敷砂利（敷厚は5センチメートル）及び敷丸太（標準直径は9センチメートルから15センチメートルまで）による路面工

## 第8 計画書の作成等

### 1 事業主体は、要綱第3条に規定する事業計画を別記第1号様式により作成し、事業実施前年度の10月末日までに事業施行地を所管する広域振興局長等に提出するものとする。

### 2 広域振興局長等は、事業主体から提出された計画数量等を別記第2号様式により

取りまとめ、事業実施前年度の11月10日までに農林水産部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

- 3 1及び2の規定にかかわらず、当年度中に路網開設等を必要する要望が生じた場合は、事業計画等の提出時期を別に定める。

#### 第9 補助金交付申請

- 1 要綱第4条に規定する補助金交付申請書は、別記第3号様式によるものとする。
- 2 要綱第4条の事業計画のうち承認された路線とは、広域振興局長等から別記第2-1号様式により補助金の交付に係る内示を受けた路線をいうものとする。

#### 第10 補助金交付決定

- 1 広域振興局長等は、要綱第4条により提出された補助金交付申請について審査し、別記第4号様式により補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 広域振興局長等は、補助金の交付決定を行った場合、その結果を別記第4-1号様式により農林水産部長に報告するものとする。

#### 第11 事業の着手

事業主体は、補助金交付決定（保安林等に係る許可等が必要な場合にあっては、併せてその許可等）を受けた後に当該事業に着手し、速やかに要綱第5条に定める着手届を別記第5号様式により提出するものとする。

#### 第12 早期着工届

事業主体は、補助金の交付決定以前に事業に着手しようとする場合は、工事着手日の1週間前までに別記第6号様式により早期着工届を広域振興局長等に提出するものとする。

#### 第13 事業計画の変更

- 1 事業主体は、事業計画について要綱第6条に定める変更をしようとするときは、あらかじめ別記第7号様式により知事に変更の承認を申請するものとする。
- 2 知事は、申請された内容が適正であると認めたときは、当該変更が補助金の額の変更を伴うものにあつては、別記第8号様式により補助金変更交付決定を行うものとし、その他のものにあつては、別記第9号様式により補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）第9条の規定による承認を行うものとする。
- 3 1にかかわらず、事業主体は、事業計画について軽微な変更（工種の新設又は変更若しくは延長の30パーセント未満の増減をいう。）をしようとするときは、あらかじめ別記第10号様式により広域振興局長等に変更の承認を申請するものとする。
- 4 広域振興局長等は、申請された内容が適正であると認めたときは、別記第11号様式により承認するものとする。
- 5 1及び3に該当しない変更については、事業の完了時に精算処理をするものとし、第14に定める実績報告書に設計・出来高対照表を添付するものとする。

#### 第14 実績報告

- 1 要綱第7条に規定する実績報告は、別記第12号様式によるものとする。
- 2 広域振興局長等は、所管区域における事業の実績を別記第13号様式により取りまとめ、翌年度の4月10日までに農林水産部長まで報告するものとする。

## 第15 完成検査

要綱第8条に定める完成検査は、次のとおり行うものとする。

- (1) 簡易作業道の開設に係る完成検査は、作業道実施基準により行うものとする。
- (2) 森林施業路の開設に係る完成検査の方法等は、主として通行する車両の安全の確保及び林地の保全上支障がないかを中心に検査するものとし、その検査各項目等は次のとおりとする。

項目	内容	判定	措置
距離	延長100mにつき1カ所（20m以上）の測点間を巻尺、けん縄を用いて実測する。 2以上の査定単価がある場合は、査定単価別に上記の延長を確認する。	精算書類どおりであれば合格	不足の場合は手直し、減額
幅員	100mに1箇所幅員を測定する。	精算書類の幅員以上あれば合格	不足の場合は手直し
洗越工	施工状況（路面縦断線形・排水横断方向等）、施工数量の確認	豪雨による出水時に路体の安全が確保される構造であり、査定の規格・精算書類の数量以上であれば合格	不足の場合は手直し
簡易横断溝	設置状況、設置数の確認	査定の規格・精算書類の数量以上であれば合格	不足、不良の場合手直し
緑化工	施工状況、施工数量の確認	査定の規格・精算書類の数量以上であれば合格	不足、不良の場合手直し
簡易土留工・路面工	施工状況、施工数量の確認	査定の規格・精算書類の数量以上であれば合格	不足、不良の場合手直し
林地保全	施工状況、支障木の処理	森林施業、通行の安全に支障が無いか、災害の原因等になる恐れが無いかについて確認	不良の場合適切に処理させる

- (3) 簡易作業道の改良に係る完成検査は(1)に準じて、森林施業道等の改良に係る完成検査は(2)に準じて行うものとする。

#### 第16 補助金額の確定

広域振興局長等は、第15の完成検査の結果、当該事業が適切に完了していると認めるときは、別記第15号様式により補助金の額の確定について事業主体に通知するものとする。

#### 第17 台帳の整備

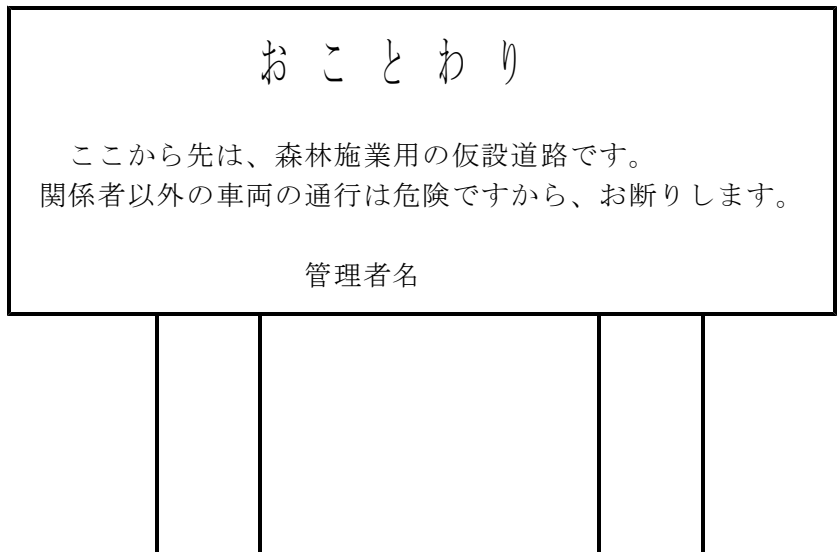
事業主体は、事業完了後、別記第16号様式による森林施業路台帳又は別記第17号様式による森林施業路台帳を2部作成し、1部を事業施行地を所管する広域振興局長等に提出するものとする。

#### 第18 道路の管理

- 1 事業主体は、本事業により開設した簡易作業道及び森林施業路を善良に管理するものとし、必要に応じて通行の安全を確保するための措置を講じるとともに、その路体の維持管理に努めるものとする。
- 2 事業主体は、本事業により開設した簡易作業道及び森林施業路の起点部に起点標識を設置するとともに、森林施業路にあつては、一般車両の通行安全を確保するため必要な場合においては、起点部に通行を制限するための装置（チェーン等）及び制限する旨の標識を設置するものとする。

#### 附 則

- 1 この実施要領は、平成26年度分の補助金から適用する。
- 2 平成26年4月22日以前に提出された計画書等については、なお従前の例による。



(制限標識例)

起点標識 (例)

